

役員等の費用弁償規程

(目的)

第1条 定款第29条第2項及び第3項の規定により本財団の事業推進を円滑に執行するに当たり必要な費用の弁償について基準を定めることを目的とする。

(範囲)

第2条 支出対象者は、本財団の非常勤役員、評議員、審査選考委員、相談役及び理事長が必要と認めた者とする。

(旅費)

第3条 本財団の円滑な事業推進を図るため業務上必要があると認める場合は、旅費を支給する。

(旅費の種類)

第4条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空費、日当、宿泊費とする。

(鉄道賃、船賃、航空費)

第5条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情による場合は、現に利用した経路及び方法により精算する。

2 運賃の等級を2階級に区分する路線による旅行には、上位の等級の運賃を支給。

3 急行料金を徴する路線を旅行する場合は、次により運賃の他に急行料金を支給。

(1) 片道50キロ以上は、普通急行料金を支給。

(2) 片道100キロ以上は、特別急行料金を支給。

(日当)

第6条 旅行の雑費に当てるため、日当を支給することができる。

(1) 本財団の非常勤役員、評議員、審査選考委員、相談役 1日につき 5000円

(2) 理事長が必要と認める者 // 5000円

(日当の支給停止)

第7条 本財団の円滑な事業推進を図るため謝金を支出した者には日当の支給を停止する。

(宿泊費)

第8条 業務上必要があると認める場合は、宿泊費を支給する。

(1) 本財団の非常勤役員、評議員、審査選考委員、相談役 1夜につき 12000円以内

(2) 理事長が必要と認める者 " 12000円以内

(宿泊費)

第9条 本財団の円滑な事業推進を図るため本財団で宿泊費を負担した場合は、宿泊費の支給を停止する。

(謝金)

第10条 本財団の円滑な事業推進を図るため謝金を支給することができる。

(謝金の額)

第11条 前条に規定する謝金は、源泉徴収税額控除後の額で次の範囲内とする。

(1) 本財団の非常勤役員

① 会議等への出席謝金 1回につき 30000円以内

② 理事長及び常務理事謝金 月額 150000円以内

(2) 評議員、審査選考委員、相談役

会議等への出席謝金 1回につき 30000円以内

(3) 理事長が必要と認める者

会議等への出席謝金 1回につき 30000円以内

2 定款第39条に規定する対象者選考のための謝金は、源泉徴収税額控除後の額で次の範囲内とする。

(1) 医学選考委員

委員長 100000円以内

委員 50000円以内

(2) 看護選考委員

委員長 50000円以内

委員 30000 円以内

(源泉徴収)

第 12 条 前条に規定する謝金を支出する際に、10.21%の源泉徴収を行い、その残額を支給するものとする。

(細 則)

第 13 条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(改 正)

第 14 条 この規程を変更する場合は、評議員会の議決を経て理事長が決定する。

附 則

1. この規程は、平成 28 年 6 月 11 日から施行する。
2. 従前の役員等の費用弁償規程は、この規程施行日の前日をもって廃止する。

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 10 日から施行する。